

市営分銅町・末広町住宅整備事業 落札者決定基準 新旧対照表

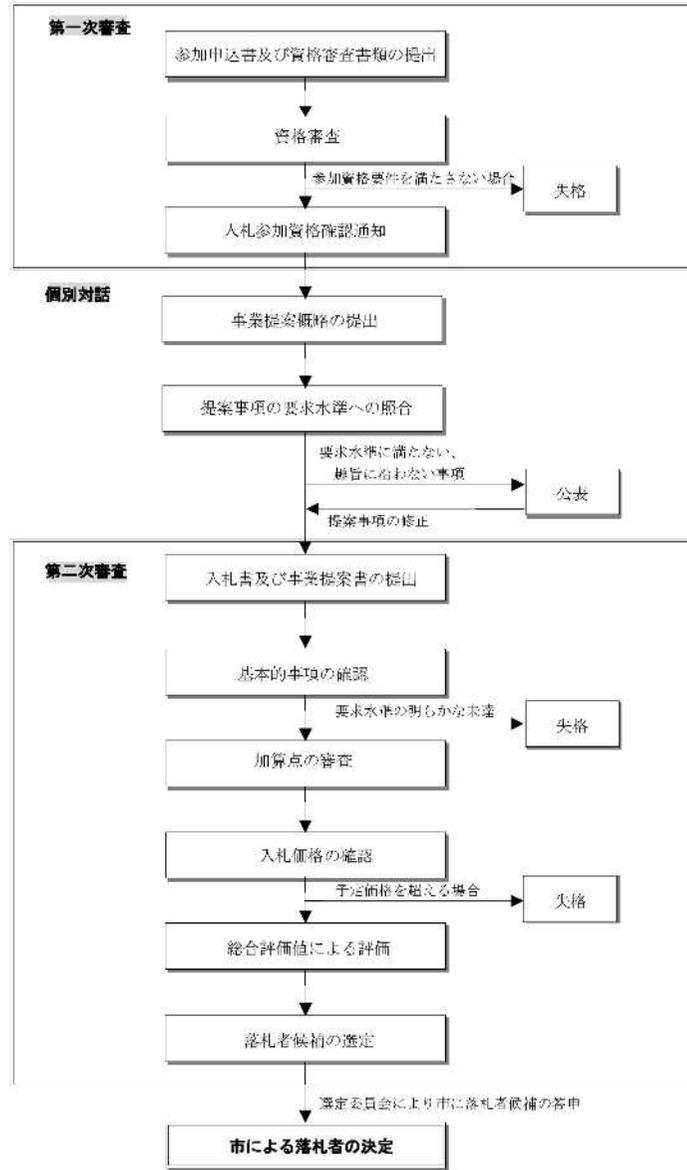
No	本編	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	修正前 落札者決定基準(案)(平成30年4月3日公表)	修正後 落札者決定基準(平成30年8月3日公表)
1	本編	2	第2				入札参加資格審査	<u>第一次審査(入札参加資格審査)</u>	<u>入札参加資格審査(第一次審査)</u>
2	本編	2	第3	1			個別対話の流れ	第二次審査に先立ち、 <u>入札参加申込書を提出した者のうち、入札参加資格確認通知を受け取った者</u> を対象に、本事業の目的や求める要求水準への理解を深めること、事業提案に関する事前確認等を目的として個別対話を実施する。個別対話への参加は必須とし、第二次審査で提案予定の項目についての概略・図面・パース等の提出を受け、提案内容に関する質疑応答を行い、要求水準に適合するか及び要求水準の趣旨に沿っているかを確認する。	<u>提案審査(第二次審査)</u> に先立ち、 <u>入札参加資格審査(第一次審査)を通過して入札参加資格確認通知書を受け取った入札参加者(以下、「入札参加資格審査通過者」という。)</u> を対象に、本事業の目的や求める要求水準への理解を深めること、事業提案に関する事前確認等を目的として個別対話を実施する。個別対話への参加は必須とする(ただし、 <u>やむを得ない理由により個別対話に関する提出書類を提出できなかった場合はこの限りではない。</u> ) <u>個別対話では、提案審査(第二次審査)で提案予定の項目についての概略・図面・パース・その他の資料等のうち、個別対話時点で提出可能な範囲(箇条書きでも可)や市に確認したい事項</u> の提出を受け、提案内容に関する質疑応答を行い、要求水準に適合するか及び要求水準の趣旨に沿っているかを確認する。 <u>なお、個別対話の提出物や個別対話への参加状況については、審査の対象としない。</u>
3	本編	2	第3	1			個別対話の流れ	<u>なお、個別対話における質疑応答の内容及び提案項目のうち要求水準に満たない若しくは趣旨に沿わない事項については、入札参加希望者の個別の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、ホームページで公表する。なお、個別対話へ参加した者の名称は公表しない。</u>	個別対話における質疑応答の内容及び提案項目のうち要求水準に満たない若しくは趣旨に沿わない事項については、入札参加希望者の個別の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、 <u>入札参加資格審査通過者の確認を得た上で</u> ホームページで公表する。なお、個別対話へ参加した者の名称は公表しない。
4	本編	2	第4				提案審査	<u>第二次審査(提案審査)</u>	<u>提案審査(第二次審査)</u>

No	本編	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	修正前 落札者決定基準(案)(平成30年4月3日公表)	修正後 落札者決定基準(平成30年8月3日公表)
5	本編	3	第4	2	(2)		基本的事項確認	市は、提案内容が要求水準を満たしているかどうかについて、主として提案様式集(入札説明書の添付資料)の「様式4-6 要求水準チェックリスト(入札公告時に添付)」に基づいて、提案書類への記載事項を確認する。入札参加者は、提案書提出時に、「様式4-5 要求水準に関する誓約書(入札公告時に添付)」及び「様式4-6 要求水準チェックリスト(入札公告時に添付)」を提出し、事業実施時に市が要求する要求水準を満たすことを確認し、誓約すること。 「様式4-6 要求水準チェックリスト(入札公告時に添付)」に基づき、提案内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認される場合には適格とし、要求水準を充足していないと確認される場合には失格とする。	市は、提案内容が要求水準を満たしているかどうかについて、主として提案様式集の「要求水準チェックリスト(様式4-6)」に基づいて、提案書類への記載事項を確認する。入札参加者は、提案書提出時に、「要求水準に関する誓約書(様式4-5)」及び「要求水準チェックリスト(様式4-6)」を提出し、事業実施時に市が要求する要求水準を満たすことを確認し、誓約すること。 「要求水準チェックリスト(様式4-6)」に基づき、提案内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認される場合には適格とし、要求水準を充足していないと確認される場合には失格とする。
6	本編	3	第4	2	(3)		評価方法	選定委員会は、第二次審査項目に基づいて提案内容を審査する。審査に当たっては、選定委員会は、提案書類に記載された入札価格以外の内容を「第4 4 (3) 加算点の計算方法」に従い点数化する(加算点)。また、入札価格については「第4 4 (4) 価格点の計算方法」に従い点数化する(価格点)。加算点の満点は100点、価格点の満点は100点とする。 <u>落札者候補の選定は</u> 、最も総合評価値の高い者とする。	選定委員会は、第二次審査項目に基づいて提案内容を審査する。審査に当たっては、選定委員会は、提案書類に記載された入札価格以外の内容を「第4 4 (3) 加算点の計算方法」に従い点数化する(加算点)。また、入札価格については「第4 4 (4) 価格点の計算方法」に従い点数化する(価格点)。加算点の満点は100点、価格点の満点は100点とする。 最も総合評価値の高い者を <u>落札者候補として選定</u> する。
7	本編	6	第4	4	(2)		図表1、 事業実施計画	<u>コスト削減の考え方</u>	<u>公営住宅整備の実施に係る基本的な考え方(施設計画、維持管理、コスト削減)</u>
8	本編	6	第4	4	(2)		図表1、 事業実施計画	様式●	様式4-8
9	本編	6	第4	4	(2)		図表1、 地域社会貢献度	様式●	様式4-9
10	本編	6	第4	4	(2)		図表1、 団地全体	様式●	様式4-10
11	本編	6	第4	4	(2)		図表1、 住棟・住戸	様式●	様式4-11

No	本編	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
								落札者決定基準(案)(平成30年4月3日公表)	落札者決定基準(平成30年8月3日公表)
12	本編	6	第4	4	(2)		図表1、 コミュニケーション	入居者間 <del>のコミュニティへの配慮や周辺住民が利用できるオープンスペースの提案</del>	入居者間 <del>及び周辺住民との良好なコミュニティ形成への寄与に関する提案</del>
13	本編	6	第4	4	(2)		図表1、 コミュニケーション	様式●	様式4-12
14	本編	7	第4	4	(2)		図表1、 長寿命化・維持管理	様式●	様式4-13
15	本編	7	第4	4	(2)		図表1、 施工計画	様式●	様式4-14
16	本編	7	第4	4	(2)		図表1、 入居者移転補助	入居者移転 <del>支援</del> 補助	入居者移転補助
17	本編	7	第4	4	(2)		図表1、 入居者移転補助	様式●	様式4-15
18	本編	7	第4	4	(2)		図表1、 上記以外に評価すべき提案事項	上記の評価項目には含まれない <del>優れた</del> 提案	上記の評価項目には含まれない <del>評価できる</del> 提案
19	本編	8	第4	4	(3)	ア	評価点の計算方法	評価ランク	評価ランクの <del>指標</del>
20	本編	8	第4	4	(4)	イ	価格点の計算方法	評価ランク	評価ランクの <del>指標</del>
21	本編	9					図表3 落札者決定 (審査全体)の流れ	別添1参照	別添1参照

修正前（平成 30 年 4 月 3 日公表）

【図表 3 落札者決定（審査全体）の流れ】



修正後（平成 30 年 8 月 3 日公表）

【図表 3 落札者決定（審査全体）の流れ】

